（計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　計量法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置） **第四条**　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号。以下「改正令」という。）による改正後の計量法施行令（以下「新施行令」という。）第二条の規定にかかわらず、自動捕捉式はかり（計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する特定計量器であるものに限る。次項において同じ。）については、令和九年三月三十一日までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。 一　法第百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。 二・三　（略）	**附　則** （自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置） **第四条**　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号。以下「改正令」という。）による改正後の計量法施行令（以下「新施行令」という。）第二条の規定にかかわらず、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器については、それぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日前までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。 一　計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。 二・三　（略）

別表第四（第十条関係）

検定設備 名称	検定設備 性能	検定を実施する者 条件	検定を実施する者 人数
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第四（第十条関係）

検定設備 名称	検定設備 性能	検定を実施する者 条件	検定を実施する者 人数
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
基準分銅管理はかり	日本産業規格B七六〇三に規定する試験ができるもの	（略）	（略）
基準分銅管理はかり	日本産業規格B七六〇四―一及びB七六〇四―二に規定する試験ができるもの		
基準分銅管理はかり	日本産業規格B七六〇六―一及びB七六〇六―二に規定する試験ができるもの		
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）